令和８年度第１回愛媛地方最低賃金審議会　議事録

日時

令和８年７月２日（木）15：28～16：20

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員
労働者代表委員
　高橋委員、竹箇平委員、寺田委員、長岡委員、野村委員
使用者代表委員
　阿部委員、武内委員、西岡委員、村上委員
事務局
　丹羽愛媛労働局長、沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、
　河端賃金係長

議題

１　開　会
２　運営申合せ事項の確認について
３　愛媛県最低賃金の改正決定について
（１）愛媛県最低賃金の改正決定について（諮問）
（２）愛媛県最低賃金専門部会の設置について
（３）愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について
４　愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
（１）愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（２）愛媛県特定最低賃金小委員会の設置について
（３）愛媛県特定最低賃金小委員会委員の選任について
５　審議会開催スケジュールについて
６　その他
７　閉　会

議事

○賃金室長

ただ今から、第１回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございます。本来であれば委員の皆様を御紹介させていただくところではございますが、委員の皆様は第 56 期の委員として昨年から御就任いただいており、任期は、令和９年３月 31 日までとなっております。昨年度から継続いただいているということで、誠に恐れ入りますが、お手元の資料№１に委員名簿がございますので、こちらを御覧いただくということで御紹介に代えさせていただきます。

なお、使用者代表委員の村上委員におかれましては、本年６月８日に任命され、今回の本審が初めての御出席となりますので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、村上委員よろしくお願いいたします。

（村上委員挨拶）

○賃金室長

どうもありがとうございました。

また、本日は、13 名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、本年度最初の審議会開催にあたり、愛媛労働局長から御挨拶申し上げます。

○愛媛労働局長

開催にあたり一言御挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、御出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろから労働行政の推進に、御理解と御協力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

昨年の愛媛県最低賃金の改定審議については、中央最低賃金審議会から示された引上げの目安額 63 円をもとに、審議を重ねていただき、目安プラス 14 円の 77 円引上げの「時間額 1,033 円」で答申をいただきました。

地域間格差の是正やＣランク県との逆転現象の解消といった課題があり、難しい判断が求められた中でも、全会一致での結論となったことは、公労使の委員の皆様の真摯かつ丁寧な御議論によるところであり、改めて感謝申し上げます。

令和８年６月 30 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）」が公表されてお

ります。「賃上げ環境整備については、2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 202536）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」とされております。

委員の皆様におかれましては、これから閣議決定されるこれらの政府全体の取組や賃上げ環境の実態も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、御議論いただくこととなります。

本年度も審議日程に厳しい制約がありますとともに、ますます注目を集める中での審議となり、御負担をおかけいたしますが、あらためて、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

○賃金室長

続きまして、事務局を務めます愛媛労働局の職員から自己紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介）

○賃金室長

それでは、これから審議に入っていただきます。これからの進行につきましては、森本会長にお願いいたします。

○森本会長

今年度会長を務めます森本です。よろしくお願いいたします。

先ほど局長の御挨拶がありましたとおり、昨年は中賃が示した目安から 14 円上乗せした過去最大の引上げ額 77 円の引上げで、時間額 1,033 円となり、愛媛で初めて時間額 1,000 円を超える年となりました。

毎年のことですけれども、色々な事情を考慮しなければいけないとうことで、本当に難しい審議になったわけですけれども、昨年は委員の皆様、事務局の皆様、お世話になりました。本年度もよろしくお願いいたします。

毎年、今年の最賃はどうなるのかということで、この審議会に対する社会の注目は本当に高いものがあると思っております。

今年も、適切な引上げ額はいくらなのか、適切な発効日はいつなのか、難しい審議が予想されるところですけれども、本年度も引き続きよろしくお願いいたします。

最終的には、少しでも納得感がある答申を行うため、今年も真摯に審議を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。
議事項番２「運営申合せ事項の確認について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

○賃金室長
資料 17 ページの資料№３を御覧下さい。
こちらは、今年度の愛媛地方最低賃金審議会の運営申合せ事項の（案）です。大きく３点ありますが、内容については昨年度から変更はございません。
１点目、専門部会の運営についてです。地域別最低賃金の専門部会だけでなく、特定最低賃金の専門部会も対象としており、金額審議に関する事項を定めたものです。
（１）は審議回数と審議時間について定めたものです。審議回数は概ね３回を目途とし、原則として午後５時以降は審議を行わないというものです。
（２）は最低賃金審議会令第６条第５項の適用について定めたものです。
最低賃金審議会令第６条第５項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、本審において『この定めにより愛媛地方最低賃金審議会専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、これを適用する』という申合せをしておくことで、審議会令第６条第５項を適用することができるというものです。
２点目、特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性に関する審議について定めたものです。
（１）は本審のほかに小委員会を設けること、（２）は審議回数と審議時間を専門部会と同様とするというものです。
３点目、資料 18 ページの「実地視察及びヒアリングについて」、定めたものです。
なお、実地視察については、審議会員の改選に合わせて概ね２年に１回程度実施されており、今年度は実地視察を予定しておりません。
以上、令和８年度の申合せ事項（案）の内容について、御審議よろしくお願いいたします。

○森本会長
まず、資料 17 ページの資料№３の運営申合せ事項のうち、「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」ですが、事務局から説明のありましたとおり、審議回数と審議時間の原則、最低賃金審議会令第６条第５項の適用について記載されているものです。
また、「実地視察及びヒアリングについて」は、昨年の申合せ事項の内容から変更がございません。
なお、事務局から説明がありましたとおり、委員改選に合わせて２年に１回程度実施

するものですが、令和８年度は実地視察を予定しておりません。
　その他の事項を含めて、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

（発言なし）

○森本会長
　資料№３の記載内容をもって、申し合わせ事項とすることでよろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本会長
　ありがとうございました。それでは、本年度の審議会の運営について、資料№３を申し合わせ事項といたします。
　続きまして、議事項番３の（１）「愛媛県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。事務局お願いします。

○賃金室長
　それでは労働局長から諮問をさせていただきます。

（諮問文を局長から会長へ手交）
（諮問文写しを各委員及び傍聴人に配布）

○森本会長
　それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

（賃金指導官が諮問文を朗読）

○森本会長
　ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいります。
　それでは「愛媛県最低賃金の改正決定について」の諮問について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長
　それでは、ただ今お配りしました「最低賃金の改正決定について」の諮問文について説明します。

現時点では、今年度の政府方針等が出されておらず、資料 19 ページの「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が公表されたところです。
これを踏まえ、愛媛地方最低賃金審議会においては、今後の政府の取組や各都道府県の賃上げ状況も考慮し、法定３要素すなわち、最低賃金法第９条第２項に基づき、労働者の生計費、賃金、通常の賃金支払い能力、これらの実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただくこととなります。
また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとなっておりますので、よろしくお願いします。
諮問文に対する説明は以上でございます。

○森本会長
ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

（発言なし）

○森本会長
それでは議事を進めます。
続きまして、議事項番３の（２）「愛媛県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。
愛媛県最低賃金の改正決定の諮問により調査審議を求められましたので、最低賃金法第 25 条第２項の規定により、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたします。
次に議事項番３の（３）「愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長
最低賃金審議会令第６条第４項において、読み替えて準用する令第３条第１項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たりましては、関係者に対する候補者の推薦の公示を行う必要がございます。
本日、愛媛地方最低賃金審議会・愛媛県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行うこととしております。
推薦の締め切りは、２週間後の７月 16 日（木）とさせていただきます。
公示の関係でもう一点説明させていただきます。
最低賃金法第 25 条第５項、最低賃金法施行規則第 11 条第１項の規定により、愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても、本日公示を行うこととしております。こちらは、３週間後の７月 23 日（木）までの公示期間

となっております。
　この意見聴取の公示は、愛媛県最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を７月 23 日（木）までに、愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくというものでございます。意見陳述は７月 28 日の第２回本審において行っていただく予定となっております。
　これらの専門部会委員候補者の推薦や、最賃の改正決定にかかる意見聴取の公示につきましては、愛媛労働局のホームページにも掲載する予定でございます。
　事務局からの説明は、以上でございます。

○森本会長
　ただ今の事務局の説明にありました、専門部会委員候補者の推薦、意見聴取の公示、意見提出があった場合に次回第２回の本審で意見陳述を行っていただくことについて、御意見、御質問等はございませんか。

（発言なし）

○森本会長
　それでは、意見提出があった場合の意見陳述は、７月 28 日の第２回本審にて行うこととします。
　続きまして、議事項番４の（１）「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。事務局お願いします。

○賃金室長
　机置き資料の「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを御覧下さい。
　愛媛県の特定最低賃金については、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。
　今回、４業種の特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いましたところ、全て要件を満たしておりましたので、正式に受理をしたところでございます。
　愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を正式に受理し、申出内容の審査を経て、愛媛労働局長から諮問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、諮問を行います。

（諮問文を局長から会長へ手交）
（諮問文写しを各委員及び傍聴人に配布）

○森本会長
　それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

（賃金指導官が諮問文を朗読）

○森本会長
　ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいります。
　それでは議事を進めます。
　続きまして、議事項番４の（２）「小委員会の設置について」及び議事項番４の（３）「小委員会委員の選任について」に入ります。事務局は説明をお願いします。

○賃金室長
　愛媛地方最低賃金審議会では、小委員会を設置し、特定最低賃金の改正決定の必要性について御審議いただきます。
　資料３ページの資料№２の運営規程を御覧下さい。
　「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」第３条で、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」としており、これを受け、資料 11 ページの「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱」第１条において、小委員会は本審議会の議決により設けることとなっております。
　議事項番４の（３）「小委員会委員の選任について」を説明します。小委員会を構成する委員ですが、小委員会運営要綱第３条第１項において、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々３人をもって構成することとなっております。
　小委員会での審議の流れですが、資料 45 ページの資料№７「特定最低賃金改正の必要性にかかる審議フローチャート（案）」を見ていただけたらと思います。
　１か所この資料には、修正がございます。本日、７月２日の第１回最低賃金審議会の開催時刻が 13 時 30 分となっていますが、本日の開催時刻 15 時 30 分が正しいので、修正させていただきます。
　小委員会の開催は、予備日も含め３回を予定しております。まず、第１回目では、委員長と委員長代理を選出していただき、審議の公開の可否、申出書の説明、業種ごとに必要性有に異論がないか確認、参考人招致の意向確認などを御審議いただきます。
　第２回目及び第３回目では、特定最低賃金ごとに、改正の必要性について御審議いただきますが、必要に応じ参考人を招致していただき、十分に御審議いただいたのち、小

委員会としての結論を出していただくことになります。
　そして、本審にて、小委員会での結論を御報告いただき、追認していただくことにより、改正の必要性有りとなった業種を答申していただきます。答申のあった業種について特定最低賃金の改正についての諮問を行う予定となっております。
　以上、小委員会の設置及び、小委員会の委員の選任について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○森本会長
　ただ今事務局の説明にありました、小委員会の設置及び特定最低賃金改正の必要性の審議について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

　（発言なし）

○森本会長
　それでは、特定最低賃金改正決定の必要性に関する調査審議を行うために、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第３条に基づき小委員会を設置いたします。
　この小委員会の委員については同第３条において、会長が指名することとされております。
　公益代表委員は、井上委員、五領田委員と私、森本とさせていただきます。
　まず、労働者代表委員はどうされますか。

○寺田委員
　私、寺田と竹箇平委員、高橋委員でお願いします。

○森本会長
　使用者側委員はどうされますか。

○村上委員
　小池委員と西岡委員、そして私、村上でお願いします。

○森本会長
　それでは、小委員会委員について改めて事務局から確認をお願いいたします。

○賃金室長
　公益代表委員は井上委員、五領田委員、森本委員、
　労働者代表委員は寺田委員、竹箇平委員、高橋委員、

使用者代表委員は村上委員、小池委員、西岡委員、
の９名となります。

○森本会長
それでは、小委員会はこの９名を委員として指名させていただき、特定最低賃金改正の必要性を審議していただきます。
続きまして、議事項番５「審議会開催スケジュールについて」に入ります。
既に日程調整済みで、９月初めまでの審議会の開催予定日は決定しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長
地域別最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認します。
資料 43 ページの資料№６のスケジュール表の右側、令和８年度開催計画（案）を御覧ください。令和８年度計画（案）の左側「地賃等」の欄があり、地域別最低賃金の審議を中心に見ていくと、本日７月２日が第１回本審となります。
中央最低賃金審議会の目安が予定通り７月 23 日までに出された場合の最短のスケジュールについて説明いたします。
７月 28 日は、13 時からの第１回公益委員会に続き、13 時 30 分から第２回本審で中賃の目安答申の伝達、関係労使からの地域別最賃の改正に係る意見聴取となります。
同日第２回本審に引き続き、15 時 30 分から第１回地賃専門部会で金額審議となります。
そして７月 31 日、８月５日に、それぞれ第２回、第３回地賃専門部会で金額審議を予定しております。
また、資料 47 ページの資料№８の答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表を見ていただくと、地域別最低賃金の目標とする発効日は 10 月１日となりますので、８月５日（水）までに答申を得る必要があります。
しかし、近年は、御承知のように 10 月１日発効日とする結審に至っておりませんので、８月５日以降にそれぞれ専門部会と本審の予備日を設けております。
異議審となる第４回本審は、地域別最低賃金の答申日によって開催日が変わりますが、８月５日答申の場合、異議審は８月 21 日（金）午前 10 時からの開催となります。
もし、答申日が８月７日以降になった場合は、８月 25 日以降に異議審を開催することになります。
目安が出される時期等により、日程が大幅に変更となることも想定されます。また、早期発効を目指すものの、全国における愛媛の位置づけを総合的に考慮しながら審議会の日程を調整させていただきます。
次に、特定最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認していきます。

資料 43 ページの資料№６のスケジュール表の右側、令和８年度開催計画（案）の右側「特定」の欄を御覧ください。

７月２日本日の第１回本審では、小委員会の設置と小委員会委員の選出等になります。

７月 15 日の第１回小委員会では、委員長、委員長代理の選出、公開について、申出書の説明、参考人招致の意向確認などを審議します。

８月７日の第２回小委員会では、必要に応じ参考人の意見聴取を行い、必要性審議を重ね、結審を目指します。ただし、８月７日に結審に至らなかったときのために、８月 19 日に第３回の予備日を設けております。

そして、８月 19 日に結審となれば、８月 21 日の本審にて、小委員会報告、必要性答申を経て、特定最低賃金の改正についての諮問を行う予定となります。

事務局からの説明は以上となります。

○森本会長

ただ今の開催スケジュールについて、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

（発言なし）

○森本会長

ただ今事務局から説明がありましたとおり、地域別最低賃金については、８月５日以降に設けた日程での審議が濃厚となりますので、委員の皆様は日程の確保をお願いいたします。

次に議事項番６「その他」です。資料の中で、説明が済んでいないものがありますので、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料の 55 ページの資料№９を御覧下さい。５月 18 日に、全労連四国地区協議会から「要請書」が会長及び局長あてに提出され、最低賃金を全国一律制度とし、時給 1,700 円以上とすることなど、最低賃金に関する６項目の要請がなされました。

資料の 57 ページの資料№10 を御覧ください。５月 29 日に、日本共産党愛媛県議会議員から「全国一律での最賃 1,700 円、男女雇用機会均等法施行 40 年にあたり実効性ある男女の完全な平等の達成をはじめ、賃上げ促進、雇用確保等を求める要請書」が局長あてに提出され、最低賃金を全国一律で、時給 1,700 円に引き上げをすることなど、最低賃金に関する６項目の要請がなされました。

資料の 59 ページの資料№11 を御覧下さい。５月８日に、ＪＡＬ不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会から、「ＪＡＬ不当解雇撤回と最賃 1500 円の実現を求める申入れ」が局長あてに提出され、６月８日に最低賃金に関する７項目の要請が

なされました。
資料の 63 ページの資料№12 を御覧下さい。６月 11 日に、愛媛弁護士会会長から、「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」が愛媛地方最低賃金審議会会長あてに提出されております。
続いて地賃改正に関する資料となります。
資料 69 ページの資料№13 を御覧下さい。
現行の「愛媛県最低賃金」については、資料 69 ページに記載されている６つの項目について定められておりますが、本日の最低賃金改定の諮問は、第４項の最低賃金額の改正の審議をお願いするということになります。
資料 70 ページは愛媛県最低賃金の年次別推移の一覧表で、引上げ額と引上げ率を合わせて表示しています。
資料の 71 ページは愛媛県最低賃金の時間額と引上げ率の２軸グラフです。平成 10 年から令和７年までの最低賃金時間額の推移をお示しし、最賃額と引上げ率の推移が一目で分かるようにしております。
令和７年度は令和６年度を超える過去最大の引上げ額 77 円となり、グラフの傾斜も大きなまま、引上げ率も 8.05%と過去最大となりました。
資料の 72 ページは全国の地域別最低賃金の比較グラフでございます。ランク別に色を統一しており、愛媛はＢランクで水色のところを緑色で表示しております。
令和５年度に３ランク制に移行した際、愛媛はＤランクからＢランクに位置づけられました。令和７年度は、最下位とならないことやＣランク県との逆転現象を解消するため、他県の答申状況を見ながらの審議を重ね、全会一致で目安プラス 14 円の引き上げで時間額 1,033 円となりましたが、その後答申したＣランクの熊本県、大分県に追い越されるという逆転現象が発生しました。
なお、最高額の東京都 1,226 円と愛媛県 1,033 円の差は 193 円ですが、前年あった差 207 円より 14 円縮めております。
関連する資料 73 ページの資料№14 は令和７年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況を取りまとめたものになります。
改定後の金額や目安金額・目安比較、採決状況、効力発生日を一覧にしたもので、採決では使用者側反対の●が最多で 24 県あります。
全会一致は、全体で 10 府県（Ａランク２府県、Ｂランク６県、Ｃランク２県）あり、Ｂランク以上の他府県では、目安プラス０円から３円のところ、愛媛県は、目安額にプラス 14 円で全会一致となっています。
次に資料の 75 ページの資料№15 は本年度の業務改善助成金の案内リーフレットになります。
最後に経済関係資料について紹介させていただきます。
資料 79 ページの資料№16 は「愛媛県内経済情勢報告」となります。

80 ページに、総括判断が記載されており、令和８年４月判断は『緩やかに持ち直している』とされており、前回令和８年１月との比較では横ばいの矢印で示されております。

総括判断の要点として、個人消費は、観光が回復しているほか、百貨店・スーパーで堅調となっていることから、全体として緩やかに持ち直している。生産活動は、パルプ・紙で弱い動きとなっているものの、はん用・生産用機械で持ち直していることから、全体としては一進一退の状況にある。雇用情勢は、緩やかに持ち直しつつある。とされています。

資料 91 ページの資料№17 は「企業短期経済観測調査結果の概要（2026 年３月）」ですが、昨日、2026 年６月分が公開されましたので、机置き資料としてお配りしております。

１ページの『業況判断』では、2026 年６月の最近の状況は、プラスが多いのですが、変化幅はゼロかマイナスが多いことから、景気は全体として前よりか少し悪くなったということになります。

また、３か月の先行き見通しでは、変化幅はほとんどの業種で、マイナス２桁となっており、今後は悪化すると考えている企業が多いということになります。

４ページの中小企業だけの（２）経常利益を見ていただきますと、製造業・非製造業共にマイナスとなっており、中小企業の経営は苦しいということになります。

次に資料 99 ページ、資料№18 は「法人企業景気予測調査結果」となります。

資料 100 ページ下方に説明がありますが、景況判断は、ビジネスサーベイインデックスという方法を用いて、「上昇と回答した企業の構成比」から「下降と回答した企業の構成比」を減じた数値が「%ポイント」で示されております。

資料 101 ページの「１　企業の景況」を見ますと、現状４～６月期は、全産業では▲14.7%ポイントとなっておりますが、前期（８年１～３月期：▲6.4%）に比べ「下降」超幅が拡大しております。

業種別に見ますと、製造業、非製造業とも「下降」超幅が拡大しております。

また、全産業でみると７～９月期は「上昇」超に転じ、10 月～12 月期は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっております。

資料 107 ページの資料№19 は「愛媛県金融経済概況」です。

概要では「愛媛県の景気は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」とされております。

各論中の業種別の動向を、愛媛の特定最賃の５業種について見ますと、

「大型小売店販売」は、「底堅く推移している。」

「紙・パルプ」では、「横ばい圏内で推移している。」

「はん用・生産用機械」では、「横ばい圏内で推移している。」

「電気機械」では、「低調に推移している。」。

「輸送機械（造船）」では、「高操業となっている。」

雇用・所得面の動向では、「緩やかに持ち直している。」

とされております。
　資料 117 ページの資料№20 は「管内の雇用失業情勢（令和８年５月分）について」となります。
　令和８年６月 30 日に発表したハローワークにおける求人倍率等の指標になります。
　愛媛県の雇用情勢につきましては、最新の数値である令和８年５月の有効求人倍率は、1.41 倍と前月と同水準（0.00 ポイント）で、全国の 1.17 倍を上回っています。
　資料 119 ページの「Ⅱ雇用失業情勢判断」を見ますと、雇用情勢は求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きにやや弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。
　資料説明は以上でございます。

○森本会長
　それぞれの団体からいただきました要請や申し入れについては、今後の審議の参考にしていきたいと思います。
　本日の議事としては以上ですが、他に質問事項等ございましたらお願いします。

（発言なし）

○森本会長
　最後に、事務局から連絡事項があります。

○賃金室長
　次回は、第１回小委員会が７月 15 日に松山若草合同庁舎６階会議室で 13 時 30 分より開催となっております。小委員会委員の皆様には案内状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。
　事務局からは以上です。

○森本会長
　以上をもちまして、第１回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。